

# 保護者対応と危機管理について

弁 護 士 生 野 誉 士

## 1 学校における事件・事故

いじめ問題，不登校，部活動等の学校活動中の事故，体罰  
子どもの犯罪（非行，教師暴力）  
家庭内における問題（虐待，貧困）

## 2 事件・事故発生後の流れ

- ① 事件・事故の発生（被害者，加害者，その他関係者の発生）  
↓
- ② 事実関係の確認（聞き取り調査等）  
↓
- ③ 事実関係の確定  
↓
- ④ 事件・事故に対する学校の見解の確定  
↓
- ⑤ 学校の見解について，保護者への説明，保護者からの要望等の聞き取り又はこれに対するリアクション

## 3 ②事実関係の確認作業について

- (1) できる限り，全ての関係者から聞き取りを行う
- (2) 児童，生徒の心理や関係者のプライバシー等に配慮した聞き取り
- (3) クローズドクエスチョンではなく，オープンクエスチョン

#### 4 ③事実関係の確定作業について

- (1) 事実確定の根拠は、常に客観的事情
- (2) 人間の説明には、知覚・記憶・叙述の各過程での誤りが混入するおそれあり

#### 5 ④事件・事故に対する学校の見解の確定について

- (1) 学校側の見解の確定には、法的視点を入れるように努める
- (2) 様々な分野における専門家の意見を取り入れる（チーム学校）
- (3) 顕在化した問題の根本解決を目指す
- (4) 外部機関への報告は速やかに  
(隠蔽は、困難かつ許されない世の中に変貌したことを理解する)

#### 6 ⑤保護者への説明，要望の聞き取り又はこれに対するリアクションについて

- (1) 保護者の心理を理解しつつ，状況を客観的に判断し，説明する
- (2) 学校の方針，判断については，教育的視点や法的視点を説明する
- (3) 非を認めることは間違いではない
- (4) 謝罪や要求の受け入れの判断は，法的視点から検討する  
(安易な約束，受け入れは要注意)
- (5) 窓口の一本化

#### 7 事件・事故の予防について

- (1) まずは疑うこと
- (2) 法律の定義や基準を理解する
- (3) 専門家への相談

## 8 スクールロイヤーについて

### (1) スクールロイヤーとは

学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士。

### (2) 大分県におけるスクールロイヤーの役割

ア スクールロイヤーは、学校からの依頼に基づいて活動するが、必ずしも学校側の利益のみを追求するものではない（目指すものは子どもの最善の利益）。

イ スクールロイヤーは、学校の代理人や学校の主張の代弁者ではない。

あくまでも、内部的に助言・指導を行う役割を担う。

ウ 法的観点から助言を行うが、教育的な視点や福祉等の視点も考慮する。

### (3) スクールロイヤーの活用場面

ア 学校現場で事件・事故が発生した場合に、その対処方法が分からない場合や自分なりの対処方法が法的に正しいのか不安がある場合。

イ 適切な事実調査や保護者対応が必要な場面

ウ 相談のタイミングは、紛争が発生前や、発生直後が望ましい。

### (4) 昨年度のスクールロイヤー事業について

#### ア 学校からの法的相談対応

学校現場での問題発生

↓

管理職（校長・教頭）から県教育委員会へ申し込み

↓

県教委から弁護士会へ申し込み

↓

スクールロイヤーが校長・教頭と面談し、相談・助言を行う

イ いじめ予防授業の実施

弁護士が人権的な観点からいじめ予防のための授業を実施。

3年間で全県の公立小中高校での開催を目指す。

教職員への研修も含む。

ウ 生徒・児童及びその保護者を対象とした電話相談会の実施

年3回程度実施

昨年度実績は、1回（3時間実施）につき約5件の相談

以 上